

諮問番号：令和5年度諮問第8号

答申番号：令和5年度答申第8号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

都留市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和5年3月16日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づく生活保護申請却下処分に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

法に基づく生活保護について、処分庁は、生活保護受給中の審査請求人に対して法第27条第1項に基づく廃車処分の指導指示を行ったが、審査請求人がこれに従わなかったため、令和4年5月17日付けで審査請求人に対し法第62条第3項に基づき生活保護廃止決定処分を通知し、弁明の機会を付与したが、審査請求人は来所せず、同年6月1日から生活保護廃止決定処分が行われた。

その後、審査請求人は令和5年3月3日付けで法に基づく生活保護の申請を行ったが、処分庁は前回の生活保護の廃止事由である所有車の廃車が行われていないことを理由に、同月16日付けで生活保護申請を却下する処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が同年4月17日付け書面により、本件処分について取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

#### 2 関連法令等の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

- (2) 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない（法第24条第3条）。
- (3) 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。
- この指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない（同条第2項）。
- (4) 被保護者は、保護の実施機関が、第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない（法第62条第1項）。
- また、保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）。
- (5) 法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない（生活保護法施行規則第19条）。
- (6) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）が定められている。
- (7) 最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実

効があがると認められるもの」や「社会通念上処分させることを適当としないもの」といった一部の例外的場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させることとされている（次官通知第3）。

- (8) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3-14答では、生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていないとされている。

また、自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないものとされている（問答集問3-20答）。

- (9) 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合等については、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、通勤用自動車の保有を認めてよいとされている（昭和38年課長通知第3の9答）。

- (10) 保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えないとされている（昭和38年課長通知第3の9-2答）。

- (11) 障害者が通院、通所及び通学のために自動車を必要とする場合又は公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合に該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない（昭和3

8年課長通知第3の12答)。

(12) 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合、「最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき」又は「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」は、保護を廃止することとされている(昭和38年課長通知第11の1答)。

(13) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年課長通知」という。)Ⅱ・2では、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えないとされている。

### 3 前提事実

- (1) 審査請求人は、令和3年9月16日、処分庁に対し生活保護の申請を行った。
- (2) 処分庁は、令和3年9月17日、同月16日付けで審査請求人に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (3) 処分庁は、令和3年9月28日、ケース診断会議を開催し、申請日より6か月間の廃車処分指導保留を決定した。
- (4) 処分庁は、令和4年3月25日、ケース診断会議を開催し、法第27条第1項に基づく指導指示書による廃車指導を決定し、同月31日付けで、廃車指導指示をした。
- (5) 処分庁は、審査請求人が指導指示書による廃車指導に従わなかったことを理由に、令和4年5月17日、法第62条第3項により審査請求人

の生活保護を同年6月1日から廃止する旨及び同年5月20日に弁明の機会の付与する旨を通知した。

- (6) 処分庁は、弁明の機会に審査請求人が来所しなかったため、令和4年5月23日付けで、同年6月1日からの生活保護の廃止を決定した。
- (7) 審査請求人は、令和5年3月3日付けで、処分庁に対し生活保護の申請を行った。
- (8) 処分庁は、令和5年3月16日、生活保護申請に伴うケース診断会議を開催し、前回保護の廃止事由であるである所有車の廃車が行われていないことを理由に、同日付けで生活保護の申請を却下する本件処分を行った。
- (9) 審査請求人は、山梨県知事（以下「審査庁」という。）に対し、令和5年4月17日付け書面により、本件処分の取消しを求める旨の本件審査請求を行った。
- (10) 審査庁は、審査請求書に不備があったため、補正を命じ、令和5年4月19日付けで補正書の提出があった。
- (11) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和5年8月23日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

#### 4 争点

前回の保護廃止事由である所有車の廃車が行われていないことを理由として、処分庁が法第24条第3項の規定に基づき生活保護申請を却下した判断は適正か。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 所有者を理由に保護申請が却下されたが、公共交通機関がない地域で車を廃車とすることは生活を放棄する様な事であり、仕事探しや仕事が決めた後の通勤及び病院への通院にも必要となる。

- (2) 処分庁から、軽自動車への買い替えが保護を受ける条件とされているが、買い換えるお金がない。

## 2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、法に基づき指導及び決定したものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。
- (2) 審査請求人に対する前回の生活保護受給中の指導指示事項は所有車の廃車であり、軽自動車への買い替えが保護を受ける条件という趣旨の説明は行っていない。

## 第4 審理員意見の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 2 理由

- (1) 生活保護受給者は、自動車の使用は所有及び借用を問わず原則として認められないが、例外として、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者もしくは、その勤務先が公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある者が通勤用に使用する場合は認められるため、この点について、本件申請の該当の有無について判断する必要がある。
- (2) 住宅地図などで確認したところ審査請求人の居住地から約1.0kmの地点に〇〇〇〇線の〇〇駅があり、同駅から〇〇〇方面へは7時頃から23時頃まで、〇〇方面へは6時頃から22時30分頃までの間で、1時間に1本から2本程度の電車が運行しており、またその先の駅で〇〇〇〇線や〇〇〇〇バスに乗り換えが可能であるため、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者には該当しないと考えられる。
- (3) また、審査請求人は糖尿病を患っているが障害者ではなく、例外として車の利用が認められる「障害者が月2回程度の通院が必要な場合通院のための使用」に該当しない。

- (4) 審査請求人は、処分庁が前回の保護開始当初から行ってきた自動車の処分についての指導に従わず法第62条第1項の規定による指導等に従う義務に違反していたことから、昭和38年課長通知第11の問1の答3(1)の保護を廃止することができる「最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示による違反があったとき」に該当すると判断できる。
- (5) 審査請求人は、前回の保護廃止処分の際に、弁明の機会を付与されたものの出席せず、弁明を行わなかった結果、保護の廃止の処分となっている。
- (6) 平成18年課長通知Ⅱ・2で、「指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうか勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たしていないものとして、申請を却下して差し支えない。」と示されているが、当該事案は保護廃止後1年以内(約9か月後)に再度保護申請をしていることから、却下して差し支えない事案だと判断できる。

## 第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

## 第6 調査審議の経過

令和5年 8月23日 審査庁から諮問書の提出  
同年 9月20日 第1回審議  
同年11月 6日 第2回審議

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分に係る争点について

(1) 審査請求人の自動車の使用（所有）の可否について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており（法第4条第1項）、生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていないとされている（問答集問3-14答）。

イ 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合等については、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、通勤用自動車の保有を認めてよいとされている（昭和38年課長通知第3の9答）。

ウ 通勤用の自動車については、現に就労中の者に限らず、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれ、かつ、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについても、処分指導を行わないものとして差し支えないとされている（昭和38年課長通知第3の9-2答）。

エ 本件審査請求人の保有自動車は、平成19年に初回登録がされた普通自動車であり、その資産価値は明らかではないが、当該自動車の処分価値は小さいと考えられることから、直ちに、審査請求人について通勤用自動車の保有が否定されるべきとまではいえない。

しかし、審査請求人については、その居住地から約1.0kmの地点に〇〇〇〇線の〇〇駅があり、同駅から〇〇〇方面へは7時頃から23時頃まで、〇〇方面へは6時頃から22時30分頃までの間で、1時間に1本から2本程度の電車が運行しており、またその先の駅で〇〇〇〇線や〇〇〇〇バスに乗り換えが可能であることから、昭和38年課長通知第3の9答で例外的に自動車の保有が認められている「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者」には該当しない。したがって、これを前提とした昭和38年課長通知の第3問9の2の答において、求職活動のための自動車の使用が認められる場合に該当するとは認められない。

オ また、障害者が通院、通所及び通学のために自動車を必要とする場

合又は公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合には自動車の保有が認められるところ(昭和38年課長通知第3の12答)、審査請求人が持病のため通院していることは認められるが、審査請求人は障害者ではないし、また、上記2(1)エ記載のとおり、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者とも認められないことから、審査請求人による自動車の保有は認められない。

カ 以上のとおり、審査請求人について、求職活動のための自動車の使用は認められず、また、通院等のための自動車の保有も認められない。

(2) 生活保護申請却下処分(本件処分)について

ア 指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えないとされている(平成18年課長通知Ⅱ・2)。

イ 本件では、前回の保護廃止は法第27条第1項に基づく所有車の廃車指導指示に審査請求人が従わなかったことを理由に行われたものであるところ、審査請求人は所有車を廃車することなく、廃止決定からおよそ9か月後に保護申請を行ったものである。

ウ 処分庁による本件処分の検討過程について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、当審査会から令和5年9月12日付けで審査庁に対して確認したところ、同月19日付けで提出された同年3月16日付けの「ケース診断会議記録表」によれば、前回の保護廃止事由である所有車の廃止が行われておらず、今後の廃車の意思もないことを認定し、また、審査請求人の生活の窮迫性についても、訪問調査時に電気、水道及びガスといったライフラインに停止しているものがないこと、炊飯器や冷蔵庫といった生活家電の使用及び2週間から3週間程度の食料の備蓄の存在を確認した上で、保護の適用について判断し、本件処分を行ったことが認められる。

エ よって、平成18年課長通知Ⅱ・2に基づき行われた本件処分について違法又は不当な点はない。

### 3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 實川 和子

委員 吉澤 宏治